

令和8年度「横浜市自立生活安定化支援事業業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 令和8年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 法人概要
- (2) 基本事項（業務実績等）
- (3) 実施体制に関する事項
- (4) 利用者への支援に関する事項

(評価)

第4条 受託者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本事項（業務実績、事業目的、被保護者に対する支援の理解）
- (2) 事業実施体制に関する事項
- (3) 利用者への支援に関する事項
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組事項
- (5) 障害者雇用に関する取組事項
- (6) 健康経営に関する取組

2 画項目の評価は、A、B、C、D、Eの5段階評価で行う。ただし、評価基準表の「4ワーク・ライフ・バランスに関する取組事項」、「5障害者雇用に関する取組事項」および「6健康経営に関する取組」については、A、Bの2段階評価で行う。

- 3 同一項目で複数の委員によりE評価のあるものは、原則として特定しない。
- 4 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 5 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

- 7 応募者が1者のみの場合であっても、評価委員会の定める評価基準に満たないときは選定をしない。
- 8 評価点数の最も高い者が2人以上あるときは、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とし、その合計点も同点である場合は、評価委員長が評価の順位を定めるものとする。
 - ア 利用者への支援に関する事項の合計点数が最も高い者
 - イ 加重倍率が5の項目の合計得点が上位の者
 - ウ 5点の評価点項目が多い者
 - エ 加重倍率が4の項目に2点以下の評価点が無い者

(プロポーザル評価委員会の設置)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、横浜市自立生活安定化支援事業業務委託プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 健康福祉局障害福祉保健部長
委 員 健康福祉局生活福祉部長
委 員 健康福祉局生活支援課指導・適正化対策担当課長
委 員 健康福祉局生活支援課援護対策担当課長
委 員 中区生活支援課生活支援担当課長

- 3 委員長に事故等があり欠けたときは、事業担当部の長、並びに事業担当課の長を除く委員の中から職務の代理人を選定する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価委員会の庶務を行うため、健康福祉局生活支援課に事務局を置く。
- 7 評価委員会による提案書の評価について、業務の実態に即した詳細な要件の評価を実施するため、事務局に意見を求めることができる。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(提案資格確認の通知)

第7条 実施要綱第17条により選定されなかつた旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかつた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面で回答する。

(評価結果の通知)

第8条 実施要綱第17条により特定されなかつた旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかつた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和7年11月12日から施行する。